

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

有限会社 南風原工務店那覇市国場 1169-6 ビューセブンス 102

代表者 南風原 稔

2 指名停止期間

平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 12 月 21 日（12 か月）

3 指名停止措置の範囲

渡名喜村が発注する全ての工事（下請けを含む）

4 事実概要

（有）南風原工務店の代表者らが、渡名喜村発注工事の重要伝統的建造物群保存地区の保存修理工事の入札に関し、本村教育長から入札の見積額など入札に関する情報を受けたとして、平成 28 年 12 月 2 日に、官製談合防止法違反、公契約関係競争入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

本件については、「渡名喜村における工事等請負契約に係る指名停止措置要領」別表第 2 第 7 号イに該当する。

「渡名喜村における工事等請負契約に係る指名停止措置要領」

別表第 2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 7 次のイ又はロに掲げる者が、村発注工事に関し、競売入札妨害又は談合（以下「談合等」という。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>3 か月以上 12 か月以内</u> 2 か月以上 12 か月以内